

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

- (1) (有) 仲地建設工業 宮古島市伊良部字仲地 5 5 - 1
 47-007270 代表者 仲地 旭世
 (土木A、建築C、管工事B、ほ装A)

2 指名停止措置期間

令和 6 年 1 月 26 日 ~ 令和 6 年 3 月 25 日 (2か月間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事 (下請けを含む)

4 事実概要

(有) 仲地建設工業が受注した宮古農林水産振興センター発注の「西中底原地区ほ場整備工事(R4-3)」において、正当な理由なく乙の責により契約工期内に工事を完成することができず、95日間の遅延が生じた。

このことは、県と締結した契約に違反し、工事等の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。

5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条1項に基づく別表第1第4号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」

別表第1第4号

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内